

# あきた北 法人会 だより

第  
**81**  
号

令和5年2月28日



五城目町イルミネーション



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F  
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025  
<http://kitahou-akitalink.com>  
E-mail:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

# 令和5年度 税制改正に関する提言

秋田北法人会では、令和5年度税制改正に向け、秋田市に対し提言活動を行いました。

法人会では、各県連からの税制改正に関する要望事項やアンケートを取りまとめ、9月22日開催の全法連理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。また、提言の実現に向け、法人会の全組織を挙げ地元国会議員並びに地方自治体に対し要望活動を実施しました。



## 11月14日 林会長が秋田市穂積市長へ要望書提出

令和5年度  
税制改正  
スローガン

- ◆ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ◆適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ◆厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- ◆中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

【提言趣旨要約抜粋掲載】

### I 税・財政改革のあり方

#### 1 財政健全化に向けて

団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP/B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再認識し不転換の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。政府・日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### 2 社会保障制度に対する基本的考え方

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金

国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護は、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

#### 3 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1 中小企業の活性化に資する税制措置

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限になっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額損金算入とする。

#### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### 2 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると

限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年度以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

#### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

### 3 消費税への対応

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、事業者の制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。これら事業者が事務負担増や取引からの排除等の理由により休業等に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

祝 おめでとうございます

令和4年度 納税表彰

秋田北税務署長表彰

渡 邊 康 衛氏（副会長）  
菅 原 廣 悦氏（常任理事）

### 新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代表者名	住 所
(株)目黒林業	目黒 幹雄	男鹿市船越字内子1-750
ファームビルド(株)	畠山 周	秋田市金足小泉字瀧向68
(有)育栄テクノ	伊藤 亨	秋田市外旭川字鳥谷場243-1
(有)サントラフィック	五十嵐久美	秋田市土崎港相染町字沖谷地168
泉谷工業(株)	泉谷 和人	秋田市土崎港相染町字中谷地82-19
賛 助 会 員	代表者名	住 所
日北サービス	田中 睦幸	秋田市土崎港相染町字沼端69-1

— 令和4年度 —

# 小学生「税の絵はがきコンクール」

秋田北税務署管内の小学校（12校）6年生より応募があった442通から選ばれた最優秀作品1点、優秀作品9点、秋田北税務署長賞1点です。

〈主催〉（公財）全国法人会総連合、東北六県法人会連合会  
（一社）秋田県法人会連合会 女性部会連絡協議会  
〈後援〉国税庁

## （公社）秋田北法人会女性部会賞



港北小学校 刀根 逞 翔さん

優秀作品



飯田川小学校 富 樫 美 咲さん

優秀作品



脇本第一小学校 吉 田 優 雅さん

秋田北税務署長賞



飯島南小学校 加 藤 沙 彩さん

優秀作品



港北小学校 小 林 大 翔さん

※優秀作品は、秋田北税務署と秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ2月16日～3月15日）に展示する他、秋田北法人会のホームページにも掲載（東北六県の優秀作品含む）いたします。

優秀作品



港北小学校 土田那奈さん

優秀作品



飯島南小学校 小幡葉葵さん

優秀作品



飯島南小学校 佐藤維音さん

優秀作品



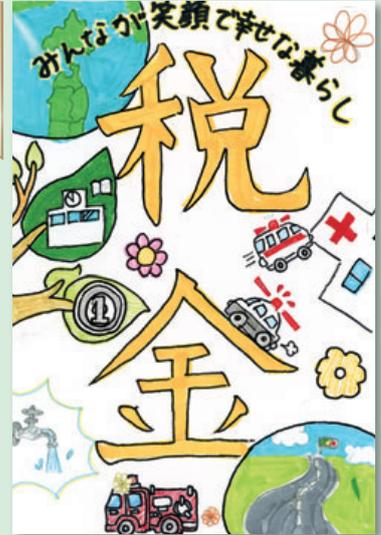
金足西小学校 水澤さやさん

優秀作品



船川第一小学校 中田凜音さん

優秀作品



五城目小学校 笹嶋聖菜さん

# 租税教室開催

青年部会

租税教育活動の一環として管内の小学校（2校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。



8月31日(水) 秋田市立港北小学校  
講師 細川青年部会長



12月6日(火) 秋田市立土崎小学校  
講師 細川青年部会長



## 全国大会

### 第16回 法人会全国女性フォーラム「静岡大会」開催

#### 【女性部会】2022.4.14

静岡市のツインメッセ静岡において開催され、全国各地の女性部会員約1,400人が参会。当部会からは稲庭部会長が参加した。

大会式典では、女性部会の重点事業である「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品や、静岡県内女性部会の活動紹介があり、記念講演会では、「ショートフィルムのチカラ！多様性のある表現発信とメディアリテラシーの創出」と題し、俳優の別所哲也氏が講演した。（次回開催：愛媛大会）

### 第36回 法人会全国青年の集い「沖縄大会」開催

#### 【青年部会】2022.11.24～25

沖縄市の沖縄アリーナにおいて開催され、全国各地の青年部会員約2,300人が参会。当部会からは小玉青年副部会長と齊藤事務局長が参加した。

初日は、「健康経営大賞」の事例発表と「租税教育プレゼンテーション（租税教育事例発表会）」が開催された。青年部会では、時代を担っていく子供たちに税の役割や大切さを伝えるべく租税教育活動に力を入れており、全国大会において、全国各地より選ばれた代表による租税教育活動のプレゼンテーションを開催している。

2日目の大会式典では、前日の「租税教育プレゼンテーション」「健康経営大賞」の表彰が行われた。記念講演会では、「財政健全化につなげる！健康経営の実装と実践」と題し、吉村千葉大学特任教授が講演した。（次回開催：山形大会）



## 部会研修会

### 令和4年度 「県内合同研修会」開催（8法人会）

#### 【女性部会】2022.11.11

秋田北法人会が今年度担当部会として企画開催しました。  
（55名参加）

「大潟村干拓博物館」の視察見学会を実施。ホテルサンルーラル大潟にて、ピアニストとしても活躍されている「(株)千田佐市商店取締役の千田浩太氏」による講演会（食と芸能で街に活気を創る）と「ピアノコンサート」が開催された。懇親会では、今年度活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。（次回担当会：本荘法人会）



#### 【青年部会】2022.10.14

大館法人会が今年度担当部会として企画し開催された。  
（52名参加）

「花輪ばやし展示館」「史跡 尾去沢鉦山」の視察体験見学会を実施した。終了後、ホテル茅茹荘にて懇親会が開催され、租税教育活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。（次回担当会：秋田北法人会）



## 地域社会貢献活動事業（講演会）

**講師** フリーアナウンサー 笠井 信輔 氏

**演題** 『私とテレビのナイショ話』

2022.11.22

講演では、アナウンサー歴30年のとっておきのテレビ裏話や、東日本大震災の取材での経験談、自らの「血液がん」による入院・治療・復帰の体験話など、ときに笑いを交えてお話をされました。

会員各位や金融機関、地域住民の方々への参加依頼（ポスターチラシの掲示と配布）、管内の広報誌や地元新聞への掲載などを行い、コロナ禍ではありましたが206名の参加がありました。

5年度も地域社会貢献運動委員会で企画する予定ですので、ご協力ご支援願います。



秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ）

## 税務関係講習会

秋田北税務署様から講師をお迎えして開催

講習内容及び講師

(1) 「将来の家族のために

～知っていますか？相続税・贈与税～

秋田北税務署長 鎌田 俊一 氏

(2) 「消費税インボイス制度について」

同署法人課税部門統括官 加藤久美子 氏



11月1日（火）  
潟上五城目地区（五城館）



11月7日（月）  
男鹿土崎地区（ホテル大和）

## 決算法人説明会

(1) 10月28日（金）

対象 ▶ 10・11・12月決算法人

(2) 1月30日（月）

対象 ▶ 1・2・3月決算法人

**講師** 秋田北税務署 上席国税調査官 舘岡 和彦 氏  
財務事務官 安田 小晴 氏



ホテル大和

## 秋田北・南法人会合同セミナー

### 税務セミナー

インボイス制度の概要と  
電子インボイス導入に向けた実務対応



講師：税理士 行政書士  
星 叡 氏  
9月15日（木）「秋田キャッスルホテル」

### 実務セミナー

印象力アップ  
見せ方話し方セミナー



講師：劇団四季出身 元ミュージカル俳優  
齊藤 史緒 氏  
12月8日（木）「イヤタカ」

### 税についての総合研修会

法人税の確定申告書作成の  
留意点等



講師：秋田南税務署 個人課税審理専門官  
水戸 秀紀 氏  
2月14日（火）「イヤタカ」

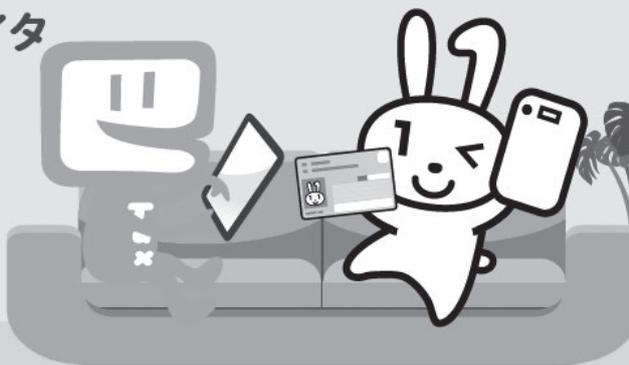
税務署だより

令和4年分

# 確定申告

## 自宅からスマホ・PCとマイナンバーカードでe-Tax

- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- スマホをICカードリーダーライタとして利用できます
- 1年分の医療費の情報がマイナポータル連携で自動入力できます



申告 納税	所得税および復興特別所得税・贈与税	消費税および地方消費税(個人事業者)
	令和5年3月15日(水)まで	令和5年3月31日(金)まで

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告 検索

確定申告に関する質問はAIチャットボットの『ふたば』にご相談ください。



税務職員 ふたば



確定申告会場への入場には整理券が必要です。(申告書等の提出のみの場合は、不要です。) 還付申告は5年間提出することができます。

### ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Tax で電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する  
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する  
※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容をご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください

国税庁HP [Web-Tax-TV]



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

### ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- (初めてのの方は) e-Tax の利用開始手続きからスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



←詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。  
※法人の方は、届出書の提出をお願いします。

法人税・消費税・源泉所得税の納付は、  
簡単・便利なダイレクト納付で！



# ダメ社長の気づき



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

## 突然、表舞台へ

杉田さんが27歳のとき、父である社長が突然倒れ、帰らぬ人となった。当時彼は専務となっていたが、まったくやる気も責任感もないダメ息子の典型だった。部下から「売上が落ちている」と言われても、「あ、そうなの」と他人事、5時になるとさっさといなくなり、夜遅くまで遊びほうける毎日だった。

だが父が亡くなると社長となり、今までまともに仕事をしてこなかった彼は途方に暮れた。そんなとき救いの手を差し伸べてくれたのが、東京の主力問屋の大川社長だった。まだ40代半ばで自信に満ちたエネルギッシュな社長だった。

「杉田さん、スギタ食品をどんな会社にしたんかね」「どんな会社といっても、まるで見当もつきません」と彼は素直に気持ちを打ち明けた。「よし、ではとにかく外へ出よう」と大川社長は、原料の仕入先から販売先まで十数社の関係先に同行し、経営者に合わせ工場などの現場を見せてくれた。

## 人財が会社を支えている

杉田さんはこの貴重な得難い体験の中で、「会社の成り立ち」「社長の役割」など少しずつ分かりかけてきた。中でも強烈な印象を焼き付けられたのは、同業ライバルの会社だった。きれいに掃除された工場とテキパキとした応対、磨き抜かれた機械や設備、やる気にあふれた社員たち。自分の会社とのあまりの違いにショックを受けた。「どうしたらこんな会社になれるんだろう」。

もっと経営のことが知りたくなり、自分でアポイントをとっていくつかの会社を回ってみた。そして自分の会社の現場にも入ってみた。社長になったとき、「こんなダメな自分が社長になったら、皆が辞めていき、会社はつぶれるのではないか」と心配した。だが誰一人辞めなかった。

現場への指示の判断ミスから口論になり、こづかれたり、罵声を浴びて泣いたりしたこともあった。そんなとき古参社員が陰に引っぱっていき、「社長なんだから、皆の前で泣くものでない」と諭されたこともあった。「ダメな社長でも会社が回っているのはこの人たちが支えてくれるからだ。この人たちこそ父が残してくれた大きな財産だ」。外へ出での勉強はこの大事なことを気づかせてくれた。

## 社長の仕事

「この人たちがやりがいを持って仕事をして、安心して暮らせる会社を創るのが社長の役割だ」。彼はさらに考えた。「これはすごい」と思わせられた会社は、どこも独特の個性を持っていた。「営業力の強い会社」「生産スピードの高い会社」「品質に妥協しない会社」。

そこで彼は主な社員を集め、会社の進む方向について話し合ってみた。「これからは益々健康志向の商品づくりが決め手になる」「いつもお客様が関心を持ってくれる新商品づくり」「どこのライバルにもない独創的商品をつくりたい」。活発な討議の中から会社の進むべき方向としてまとめたのは「一人ひとりの知恵を引き出し、独創的な商品を創る」だった。

新商品は短期間では生まれにくい。5年、10年の取り組みが必要になる。そこで大学の農学部で研究していた弟を引き入れ、「商品開発研究所」を立ち上げた。スギタ食品のような小さな会社ではめずらしいことだ。5年後ようやく新商品が産声を上げ、幸い市場でも好評を得た。そこから3、4年に一つヒット商品を生み出すほどになり、「商品開発のスギタ」と言われるまでになった。

ダメ社長の自分が、何とかやってこられたのは、社員と取引先、そしてお客様の支援があったから。この声をこれからも大事にしたいと、気持ちを締め締める杉田さんだった。



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル6F)  
TEL 018-833-5121

**AIG** AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)  
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8



## アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

**法人会がん保険制度**  
**法人会医療保険制度**

「生きる」を創る。

**Aflac**

〈引受保険会社〉

**アフラック** 秋田支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。